

知って
おきたい

みんなの年金ガイド

平成31年度国民年金保険料、 産前産後免除制度について

今月の年金相談

3月7日(木)

10:30～12:00

13:00～15:30

完全予約制

次回は4月11日(木)です。

第1・2会議室

【平成31年度の国民年金保険料について】

・平成31年度の国民年金保険料額は、16,410円(月額)となります。
(平成30年度から70円の引き上げ)

『平成31年4月から国民年金保険料の産前産後免除制度がスタートします』

○概要

次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者が出産した際には、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度です(出産とは、妊娠85日以上の出産・死産・流産・早産を含みます)。

○対象となる方

国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の方

国民年金第1号被保険者とは…農業者、自営業者、学生、無職の方など。

※第2号被保険者(会社員・公務員)・第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者)以外の方が国民年金第1号被保険者です。

○制度の詳細

出産予定日または出産日が属する月の前月から4ヵ月間の国民年金保険料が免除されます。

(多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3ヵ月前から6ヵ月間)

産前産後免除期間として認められた期間は、保険料を納付したものとして年金受給額に反映されます。

○申し込み先・申請期間

八雲町役場および各支所で、出産予定日の6ヵ月前から申請可能

(ただし申請開始は平成31年4月からとなります)

○必要書類

出産前に手続する場合…母子健康手帳、病院の証明書など出産予定日のわかる書類

出産後に手続する場合…八雲町役場で出産日を確認できる場合は、原則不要(確認できない場合は、母子健康手帳、病院の証明書、住民票、戸籍謄本などの出産の日と親子関係がわかる書類)

● 詳しくは、お近くの「年金事務所」へおたずねください ●

◆問い合わせ先	請求手続きや届け出など	ねんきんダイヤル	☎0570-05-1165
函館年金事務所	・加入手続きや納入相談など(国民年金課) ・障害年金の請求手続きなど(お客様相談室)		☎0138-82-8002 ※アナウンスに従いおかけください。
役場窓口	住民生活課社会係(窓口5番) 熊石総合支所住民サービス課		☎0137-62-2112(内線245) ☎01398-2-3111

番号のかけ間違いにご注意ください

年金相談は完全予約制です。ご希望の方は、住民生活課社会係までご連絡願います。